



令和4年（2022年）12月1日

## 「自治体マイナポイント事業」を実施 e-TAXの確定申告で2000円相当を付与

総務省がおこなう「自治体マイナポイント事業」は、自治体がマイナンバーカードを活用してポイント給付施策を実施するものです。給付手続きのオンライン化により、町民の手続き負担の軽減と迅速な給付を実現することができます。

立科町ではこの事業を活用し、行政手続きのデジタル化推進の一環としてマイナンバーカードを利用した確定申告を e-TAX（パソコン・スマートフォン等）でおこなう町民の皆さんに、QRコード決済サービスで使える2,000円相当のポイントを付与します。

### 1 実施期間（自治体マイナポイント申請期間）

令和5年1月16日（月）から2月28日（火）まで

### 2 概要

マイナンバーカードを利用して確定申告を e-TAX（パソコン・スマートフォン等）でおこなう町民に対し、QRコード決済サービス（d払い、au PAY【コード支払い】どちらか選択）による2,000円相当のポイントを「自治体マイナポイント」として付与。ただし、税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用した e-TAX 申告は本給付事業の対象外です。

### 3 給付条件

ポイントを受け取るには申告完了の審査が必要です。必ず申告の完了通知またはメール等を役場にご提示ください。

### 4 付与ポイント

1人の申告につき2,000円相当

### 5 取材案内

本件に関して取材をご希望の社は、企画課企画情報係  
（電話 0267-88-8403）にご連絡ください。



立科町マスコットキャラクター  
しいなちゃん

立科町 企画課 企画情報係  
（課長）竹重和明 （担当）市川 偉  
電話： 0267-88-8403  
FAX： 0267-56-2310  
E-mail： kikaku@town.tateshina.nagano.jp